

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすこみっと（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表4の通り報酬を支給し、また別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
 - (3) 通勤手当については、給与規程第12条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表4に定める額とする。

- 2 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(非常勤役員等の報酬等の支給方法)

第7条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、法人業務を行った当日に支給するものとする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

2 別表4の報酬については平成30年6月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

この規程は、平成30年6月7日から施行する。(改定1)

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

費用弁償額	実費交通費
-------	-------

別表2 常勤役員等の報酬

理事長	日額	21,000円
-----	----	---------

別表3 常勤役員等の退職手当の算定式

最終報酬日額×17日×在任年数×支給率

*支給率は1～3の間とし、評議員会で決定した額とする

*在任年数は法人設立時よりの在任年数とする

*在任年数の1年未満があった場合は6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てるものとする

別表4 非常勤役員等の報酬

理事長	日額	15,000円
-----	----	---------

副理事長	日額	10,000円
------	----	---------

理事・監事	日額	3,000円
-------	----	--------